

統計法第45条の2ただし書における
「委員会が軽微な事項と認めるもの」の取扱いについて

（平成30年9月28日
統計委員会決定）
改正 令和3年7月30日

- 1 統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第45条の2ただし書の「委員会が軽微な事項と認めるもの」とは、次に掲げるものとする。
 - ① 法第45条の2本文において委員会の意見を聴かなければならないとされている法令以外の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる変更
 - ② 統計委員会の決定事項（具体的な措置内容が明確となっているものに限る。）に従った変更
 - ③ 実質的な内容変更を伴わない変更（字句の形式修正等）
 - ④ 上記①から③までに掲げるもののほか、委員長及び統計制度部会長が、軽微な事項と判断した変更
- 2 法第45条の2ただし書の場合において、1に掲げるものとして委員会の意見を聴かなかったときは、その政令又は省令の公布後、委員会が総務省政策統括官（統計制度担当）からその変更の概要について報告を受けるものとする。